

# 和歌山県再犯防止推進計画【概要版】

## 計画策定の趣旨

### 【現状】

全国及び県の再犯者率は5割近くを推移。  
犯罪をした者の中には、就労、住居、依存症問題等、社会復帰に向けた支援を必要とする者が多く存在。

再犯者率(令和元年)  
全国 :48.8% 和歌山県:46.0%

### 【課題】

様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の居場所を確保し、地域社会で孤立しないための息の長い支援が必要。

## 計画の目標

誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

## 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画。

## 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間。

## 推進体制

国の関係機関、団体、県関係部局による推進体制を構築し、必要に応じて会議を開催し、重点課題に対する施策の取組状況を情報共有するとともに、より効果的な施策の在り方について見直しを実施。

## 計画の基本方針

- ① 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。
- ② 国との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を行う。
- ③ 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組む。
- ④ 再犯防止の取組及び刑事手続に関わりを持った人の人権について分かりやすく効果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解を醸成する。
- ⑤ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解すること及び社会復帰のために自ら努力することの重要性も踏まえて、関係者の心情に配慮して施策に取り組む。

## 施策

### 1. 就労・住居の確保

〈就労の確保〉

- ・ 就職に向けた相談・支援等の充実
- ・ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保
- ・ 建設工事入札参加者資格審査における加算

〈住居の確保〉

- ・ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援
- ・ 生活困窮者に対する相談支援等
- ・ 賃貸住宅の供給の促進

### 2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

〈高齢者又は障害のある者への支援〉

- ・ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援

〈薬物依存を有する者への支援〉

- ・ 薬物依存に関する相談体制の充実及び広報・啓発

### 3. 特性に応じた効果的な支援

- ・ ストーカー加害者に対する指導等
- ・ 性犯罪者に対する指導等
- ・ 暴力団関係者等に対する指導等
- ・ 少年・若年者に対する支援等
- ・ 依存症者に対する支援・指導等
- ・ 高齢犯罪者に対する支援等
- ・ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

### 4. 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施

- ・ 児童生徒の非行の未然防止等
- ・ 非行等による学校教育の中断の防止等
- ・ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

### 5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

〈民間協力者の活動の促進〉

- ・ 民間協力者の確保
- ・ 民間協力者の顕彰

〈広報・啓発活動の推進〉

- ・ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進